

とうきょう森づくり貢献認証制度

(二酸化炭素吸収量・貯蔵量評価)



「多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度」

実施要領・様式

制定	平成23年9月21日
一部改正	平成25年4月 1日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	平成29年2月10日
一部改正	令和2年 4月 1日
一部改正	令和6年 3月28日
一部改正	令和6年 8月 1日

東京都

目 次

要領等

「多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度」実施要領	3
「多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度」二酸化炭素貯蔵量算定基準	8

様式

(様式 3-1) 図面認証申請書	11
(様式 3-2) 貢献認証書 (図面認証)	12
(様式 3-3) 購入認証申請書	13
(様式 3-4) 貢献認証書 (購入認証)	14
(様式 3-5) 変更届出書・変更認証申請書	15

「多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度」

実施要領

制定	平成23年9月21日
一部改正	平成25年4月 1日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	平成29年2月10日
一部改正	令和2年 4月 1日
一部改正	令和6年 3月28日
一部改正	令和6年 8月 1日

(目 的)

第1条 この要領は、多摩産材を利用して製造された製品に係る東京の森づくりへの貢献及び二酸化炭素貯蔵量を認めることにより、環境貢献活動に関心のある企業及び都民等による多摩産材の利用を促進し、ひいては多摩産材を産出する東京都内（以下「都内」という。）の森林の整備が進むことによって、地球温暖化防止をはじめとした東京の森林の多面的機能の持続的発揮に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 本要領における定義は、以下のとおりとする。

- (1) 多摩産材製品 多摩産材を利用して製造された製品をいう。
- (2) 製造業者等 多摩産材製品を製造した事業者で、その製品の図面の権利を所有する者をいう。ただし、製品の図面の権利を所有する者が、その製品の製造に携わった者（企画業者、デザイン業者、販売業者等）である場合には、これを含む。
- (3) 製品購入者 図面認証された多摩産材製品（以下「認証製品」という。）を購入した者のうち、第7条第1項の要件を満たす者をいう。
- (4) 多摩産材 多摩地域で生育し、生産された木材のうち、多摩産材認証協議会によって産地証明された認証材のことをいう。
- (5) 受付機関 本制度における各種提出書類の受理及びその他書類の発行等を実施する、東京都（以下「都」という。）が別途設置する機関をいう。
- (6) 審査委員会 学識経験者で構成した、都が別途設置する第三者委員会をいう。
- (7) 二酸化炭素貯蔵量 多摩産材製品に利用した多摩産材に含まれる炭素を二酸化炭素量に換算したものをいう。
- (8) 認証 東京都知事（以下「知事」という。）が、審査委員会からの審査結果報告に基づき、東京の森づくりへの貢献及び二酸化炭素貯蔵量を認めることをいう。

(9) 図面認証 製造業者等が作成した多摩産材製品の図面を基に、認証することをいう。

(10) 購入認証 製品購入者が購入した多摩産材製品の数量を基に、認証することをいう。

(図面認証の手順)

第3条 製造業者等は、「図面認証申請書」(様式3-1)に、多摩産材製品の図面を添付し、製品1個に利用した多摩産材に貯蔵されている炭素量を二酸化炭素換算で算出して受付機関へ提出する。

2 受付機関は、前項に定める書類を受理し、内容を精査した後、審査委員会へ提出する。

3 審査委員会は、東京の森づくりへの貢献及び二酸化炭素貯蔵量の妥当性を審査し、その結果を知事に報告する。

4 知事は、審査委員会からの審査結果報告に基づき、認証の可否を判断し、認証を認めた製造業者等に対して「貢献認証書」(様式3-2)を授与する。

5 認証を受けた製造業者等は、申請した内容から変更が生じたとき、認証した二酸化炭素貯蔵量に変更がない等の場合は「変更届出書」(様式3-5)、それ以外の変更の場合は「変更認証申請書」(様式3-5)を速やかに知事に提出しなければならない。

(図面認証の要件)

第4条 知事は、審査委員会の審査により、前条の申請が次の各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、認証する。

(1) 多摩産材製品に利用した多摩産材の樹種が、スギ又はヒノキであること。

(2) 多摩産材製品1個あたりに利用した多摩産材の材積が、その製品全体で使用されている木材の材積の50%以上であること。ただし、多摩産材の材積が、その製品全体で使用されている木材の材積の50%未満であっても、審査委員会の審査において認証相当と判断された場合は、この限りでない。

(3) 多摩産材製品の図面上に、多摩産材及び多摩産材以外の木材を利用した部位が明記されていること。

(4) 二酸化炭素貯蔵量算定基準(別紙)に基づき、二酸化炭素貯蔵量の算定が可能であること。

(5) 申請の内容に不備がなく、真正であること。

(図面認証の取消し)

第5条 知事は、第3条第5項の変更認証申請書が提出されたとき、若しくは、次の各号に掲げる事項が生じたときは、認証の一部又は全部を取り消し、貢献認証書を修正すること又は返還させることができる。

- (1) 認証製品の図面の内容に虚偽があると判断したとき。
- (2) その他、知事が認証を取り消すことが妥当と判断したとき。

(購入認証の手順)

第6条 製品購入者は、「購入認証申請書」(様式3-3)に、購入した認証製品の納品書の写し及び多摩産材の出荷証明書の写しを添付し、受付機関へ提出する。

2 受付機関は、前項に定める書類を受理し、内容を精査した後、審査委員会へ提出する。

3 審査委員会は、東京の森づくりへの貢献及び二酸化炭素貯蔵量の妥当性を審査し、その結果を知事に報告する。

4 知事は、審査委員会からの審査結果報告に基づき、認証の可否を判断し、認証を認めた製品購入者に対して「貢献認証書」(様式3-4)を授与する。

5 認証を受けた製品購入者は、申請した内容から変更が生じ、二酸化炭素貯蔵量が合計で500kg以上の場合、「変更届出書」(様式3-5)、二酸化炭素貯蔵量が合計で500kg未満の場合は、「変更認証申請書」(様式3-5)を速やかに知事に提出しなければならない。

(購入認証の要件)

第7条 知事は、審査委員会の審査により、前条の申請が次の各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、認証する。

- (1) 購入した認証製品の二酸化炭素貯蔵量が、合計で500kg以上であること。
- (2) 申請の内容に不備がなく、真正であること。

(購入認証の取消し)

第8条 知事は、第6条第5項の変更認証申請書が提出されたとき、若しくは、次の各号に掲げる事項が生じたときは、認証の一部又は全部を取り消し、貢献認証書を修正すること又は返還させることができる。

- (1) 申請内容に虚偽があると判断したとき。
- (2) 購入した認証製品が、第5条の規定により認証を取り消されたとき。
- (3) その他、知事が認証を取り消すことが妥当と判断したとき。

(認証状況の公表)

第9条 知事は、次の各号に掲げる事項を都の関連するホームページ(以下「WEB」という。)上で公表することができる。ただし、公表している場合において、第5条及び第8条の規定に基づき認証を取り消したときは、公表している情報をWEB上から削除する。

- (1) 申請者名（製造業者等、製品購入者）
- (2) 認証製品の品名
- (3) 認証製品に利用した多摩産材の材積
- (4) 認証した二酸化炭素貯蔵量
- (5) 認証製品の写真

（貢献認証書及び認証製品の図面の利用）

第10条 認証を受けた、製造業者等及び製品購入者は、授与された貢献認証書を社会貢献活動の証として広報活動に用いることができる。ただし、貢献認証書を第三者に販売又は譲渡することはできない。

2 認証を受けた製造業者等は、認証製品の図面を第三者に販売又は譲渡することはできない。ただし、当該認証製品の認証の取消しを書面にて知事に申請し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

3 認証を受けた製品購入者は、購入した認証製品を廃棄処分した場合は、当然にして当該認証の効力を失い、貢献認証書を広報活動に用いることはできない。

（免責事項）

第11条 東京都は、本認証制度において認証した多摩産材製品の安全性、品質等について、いかなる保証を行うものでもない。また、東京都が認証した事柄以外で申請者及び利用者が下した判断および起こした行動によりいかなる結果が発生した場合においても、東京都はその責を負わない。

（その他）

第12条 本要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年2月10日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 2 8 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

「多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度」

二酸化炭素貯蔵量算定基準

制定 平成23年9月21日

一部改正 平成27年3月10日

一部改正 平成29年2月10日

一部改正 令和6年8月1日

1 目的

この基準は、多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度実施要領第3条第1項の規定による申請に当たり、多摩産材の利用による二酸化炭素貯蔵量を算定するために定めるものである。なお、この基準は、直近の科学的成果等に基づき、必要に応じて見直しを行う。

2 二酸化炭素貯蔵量の算定方法

(1) 算定式

二酸化炭素貯蔵量(kg-CO₂) = 多摩産材の使用量 × 容積密度 × 炭素含有率 × 二酸化炭素換算係数 × 1,000

(2) 算定因子

ア 多摩産材の使用量

多摩産材製品に利用した多摩産材の樹種別の使用量(単位：m³)

イ 容積密度

材積を乾燥重量に換算するための係数(単位：t/m³)

ウ 炭素含有率

樹木の乾燥重量に占める炭素比率(一律0.5)

エ 二酸化炭素換算係数

炭素量を二酸化炭素量に換算するための係数(一律3.67)

3 算定に用いる数値

「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」(日本国2009年4月)に示された容積密度(別表)及び炭素含有率(0.5)を使用する。

(別表) 樹種及び容積密度

樹種	容積密度
スギ	0. 3 1 4
ヒノキ	0. 4 0 7

附則：この算定基準は、平成 2 3 年 9 月 2 1 日から施行する。

附則：この算定基準は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則：この算定基準は、平成 2 9 年 2 月 1 0 日から適用する。

附則：この算定基準は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

様式集

(様式3-1)

年 月 日

東京都知事

様

申請者 住所

製造業者等名称

代表者名

印

「多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度」

図面認証申請書

多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度実施要領第3条第1項の規定により、下記のとおり図面認証を申請します。

記

1 認証を申請する多摩産材製品の詳細

①製品1個に利用した多摩産材に貯蔵されている炭素量を二酸化炭素換算で算出してください。

貯蔵量の値は小数点以下一桁まで出してください。(算定方法は、別紙「二酸化炭素貯蔵量算定基準」参照)

多摩産材の 使用量(m3)	容積密度	炭素含有率	二酸化炭素 換算係数	二酸化炭素 貯蔵量 (kg-CO2)
×	×	0.5	×	3.67
			×	1000
				=

容積密度は使用している樹種の違いによって以下の表の値をお使いください。

樹種	容積密度
スギ	0.314
ヒノキ	0.407

②本申請書に、多摩産材製品の図面(多摩産材を利用した部位を明記)を添付してください。

2 製造元(申請者と異なる場合に記入)

住 所

名 称

(様式3-2)



認証番号 ー

とうきょう森づくり貢献認証制度 貢献認証書

様

() 様の東京の森づくりへの貢献に対して深く感謝します。
あわせて、多摩産材を利用して製造した製品について、その製品1個当たりの二酸化炭素貯蔵量を、次のとおり認証します。

図面認証番号	品名	使用 樹種	二酸化炭素貯蔵量 kg-CO2

年 月 日

東京都知事

(様式 3 - 3)

年 月 日

東京都知事 様

申請者 住所

製品購入者名称

代表者名

印

「多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度」

購入認証申請書

多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度実施要領第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり購入認証を申請します。

記

1 認証の根拠となる購入内容

製品番号	認証番号	k g - C O 2 / 個 (A)	購入個数 (B)	二酸化炭素貯蔵量 (A) × (B)

注: 納品書の写し、多摩産材の出荷証明書の写しを添付すること。

2 購入先

住 所

名 称

(様式3-4)



認証番号 —

とうきょう森づくり貢献認証制度 貢献認証書

様

() 様の東京の森づくりへの貢献に対して深く感謝します。
あわせて、図面認証された多摩産材製品を購入したことによる二酸化炭素貯蔵量を下記のとおり認証します。

記

kg-CO₂

購入製品:(製品名) 認証番号
購入数量:〇〇個

年 月 日

東京都知事

(様式 3 - 5)

年 月 日

東京都知事 様

申請者 住所

製造業者等名称

製品購入者名称

代表者名

印

「多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵量認証制度」

〔 変更届出書・変更認証申請書 〕

年 月 日付けで提出した様式 3 - 1 の内容について、変更が生じたので、
多摩産材製品による二酸化炭素貯蔵認証制度実施要領第 3 条第 5 項の規定により、別
紙のとおり（変更を届け出ます。・変更認証を申請します。）